

環境保全型農業直接支払交付金

【2,450(2,410)百万円】

対策のポイント

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援します。

<背景/課題>

- ・ 農業の持続的な発展のためには、食料供給の観点のみならず、国土保全、水源かん養、自然環境保全等の多面的機能が発揮されることが必要です。また、この多面的機能をもたらす利益は広く国民全体が享受しています。
- ・ 農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、自然環境保全に効果の高い取組を拡げていくためには、意欲ある農業者が継続して取り組める環境を整えることが必要です。
- ・ このため、「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づき、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する農業生産活動を支援します。

政策目標

- 環境保全型農業直接支払交付金による土壌炭素貯留量：毎年3.1万t-CO2（平成32年度）
- 市町村における有機農業の推進体制の整備率：50%（平成30年度）

<主な内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,360(2,310)百万円
農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：農業者の組織する団体等）

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 90(100)百万円
都道府県、市町村等が行う直接支払交付金の適正かつ円滑な実施を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体等）

(関連対策)

- 環境保全型農業効果調査事業委託費 10(―)百万円
国が行う最終評価（平成31年度）に向けて、事業効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

（委託費
委託先：民間団体等）

[お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)]

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成30年度予算概算決定額 2,450 (2,410) 百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2,360 (2,310) 百万円

農業の有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

30年度からの変更 国際水準GAPに取り組んでいただくことが要件となります。
※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。

【支援対象活動】 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

- ↳ 土壌中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献
- ↳ ささまざまな生物を地域で育み生物多様性保全に貢献

◆ 全国共通取組 ◆

カバークロップ	堆肥の施用	有機農業
		
5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組		化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

農業者の組織する団体等は、左記の対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

◆ 地域特認取組 ◆

全国共通取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【交付単価】 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

	対象取組	交付単価※
全国共通取組	カバークロップ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用	4,400円/10a
	有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組		3,000円～ /10a
例) 草生栽培、冬期湛水管理、リビングマルチ、IPM、江の設置等		8,000円
取組内容や交付単価は、都道府県により異なります		

- 30年度からの変更**
- 複数取組支援は廃止されます。
〔同一のほ場においては、1つの取組に対してのみ支援します〕
 - 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 都道府県、市町村等による事業の推進を支援 90 (100) 百万円

(関連対策)
【環境保全型農業効果調査事業委託費】 事業効果の検証に必要な調査・分析を実施 10 (ー) 百万円